

CORPORATE CATALYST INDIA PVT LTD

(in joint venture with SCS Global)



インドへの
進出形態について >>



www.cci.in

法人税 >>

税率

2011-12 年の税率	
Company	Percentage(%)
外国会社	40% *1
内国会社	30% *2

*1 2%の加算税及び3%の教育目的税が加算される

*2 5%の加算税及び3%の教育目的税が加算される

納付スケジュール

年次の税金支払い額を決定し、通常「予納税」と言われる分割納付スケジュールでの支払を行う必要がある。納付スケジュールは6月15日(15%)、9月15日(45%)、12月15日(75%)、3月15日(100%)。

移転価格税制

グループ会社とのクロスボーダー取引はインド移転価格税制の対象となる。書類の整備やグループ会社との取引は第三者価格により行われておりその利益は適切にインドの事業体によって報告されている事を確認するインドの勅許会計士による証明を主に要求するものである。

租税条約

現在85ヶ国余りとの間で締結している。

源泉徴収税

駐在員事務所を含む各事業体は、工事契約、専門家への報酬、賃借料などの特定の項目に関して源泉徴収を行う必要がある。

税務監査

売上が6,000,000ルピー(約133,000USD)を超える場合、インド所得税法の特定の規定の下での追加の監査及びインドの勅許会計士による証明が要求される。

給与に関する税金 >>

個人所得税

2011-2012 年の税率	
所得	税率*
180,000ルピー（約4,000USD）まで	n/a
180,001ルピー（約4,000USD）超 500,000ルピー（約11,100USD）までの部分に対して	10%
500,001ルピー（約11,100USD）超 800,001ルピー（約17,700USD）までの部分に対して	20%
800,001ルピー（約17,700USD）超	30%

60歳未満の女性はRs.190,000まで非課税。60歳以上はRs.250,000まで非課税。

雇用者は従業員に対する社会保険として従業員積立基金への支払が必要である。また、従業員州保険の負担もある。これらはいわゆる工場労働者に焦点をあてたものである。

海外からの駐在員はインドでの滞在日数に応じた税務上のステータスに従った課税がなされる。また、雇用/ビジネスビザの取得、外国人登録事務所(FRRO)への登録が必要となる。

この他、Karnataka州やMaharashtra州で適用されているプロフェッショナル税、'Shop and Establishment'法等、適用されるか否かの確認が必要な州特有の規則がある。

間接税 >>

GST (Tax on Goods and Services)

2012-13年までに包括的な間接税であるGSTを導入予定である。それまでの間は以下の間接税が適用される。

物品税

製造会社はインド内で製造する商品に対して物品税を支払う必要がある。物品税は製品により異なり、製品の移動に対し定期的に物品税の納付が要求される。さらに、詳細な在庫記録、最終製品への課税額や投入資材に対する税額控除額等に関する帳簿記録を整備し、年間の申告書（提出日は事業に依存）を提出する必要がある。

関税

クロスボーダー取引を行う場合、関税規則に従う必要がある。税率は品目より様々である。規則には、関税額の測定や通関手続き前の入金に関する事項などが定められている。

サービス税

特定のサービスを提供する場合は請求額に10%のサービス税プラス教育税が課せられる。徴収した税金は月次での納付が必要である。

中央売上税(CST)及び付加価値税(VAT)

州間での取引をする場合CSTが課せられるが、一方で同州内の取引に対してはVATが課せられる。CSTは製品により、VATは製品及び州により様々である。徴収した税金を納付し、年2回もしくは四半期ごとに売上税当局に申告書を提出する必要がある。

この他にも、州によっては入市税（Entry Tax）や越境税（Octroi）が物品の移動に際して課される。

通常業務に関する法令遵守事項 >>

会社

閉鎖有限責任会社（PVT：Private Limited Company）と公開有限責任会社（LTD：Public Limited Company）が外資にとっては代表的な形態である。

監査済み財務諸表を会社登記局（ROC）に毎年期限内に提出する。財務諸表はインド会社法及びインド会計基準に従い作成する。
また、株主や取締役の詳細を記載した年次報告書も合わせて提出する。

インド所得税法のもとでは、課税年度は4月1日から3月31日となる。

項目	期限
会社法	
取締役会 （定時株主総会）	四半期毎（暦年基準） 決算期末から180日以内
ROCへの年次報告書の提出	定時株主総会から30日以内
所得税	
法人税申告	9月30日
税務監査報告書	9月30日
移転価格報告書	11月30日
TDS申告（源泉徴収税）	四半期毎
従業員の個人所得税申告	7月31日
サービス税	10月25日、4月25日

インドへの進出形態について >>

進出形態

	100%子会社	JV	駐在員事務所	プロジェクト事務所	支店
特徴	外資による完全子会社	パートナーとの合併	営業活動は不可	特定のプロジェクト	本社の出先機関としての商活動
所有関係	直接・間接での出資	パートナーとの間で配分	本社の一部	本社の一部	本社の一部
属性	内国会社	内国会社	外国会社	外国会社	外国会社
統制	取締役会	パートナー間での持分に応じる。	本社	本社	本社
責任	税務上のPE（恒久的施設）に該当しない限り、親会社には出資を超えた責任なし。	持分に応じる。	本社が責任を負う	本社が責任を負う	本社が責任を負う



	100%子会社	JV	駐在員事務所	プロジェクト事務所	支店
設立手続き	FIPBの承認もしくは自動承認	FIPBの承認もしくは自動承認	RBIの事前承認	自動承認もしくは	RBIの事前承認
	インドの事業所の決定	インドの事業所の決定	インドの事業所の決定	インドの事業所の決定	インドの事業所の決定
	取締役の任命	取締役の任命	ROCへの通知	ROCへの通知	ROCへの通知
	設立関連書類の提出	設立関連書類の提出			
	親会社への株式割当	新株の割当			
通常の法令順守事項	帳簿及び秘書役業務事項の継続記録		帳簿の継続記録		
	取締役、株主、その他の法定事項の変更の登記		年次監査 I-Tへ活動内容報告書の提出		
	年次監査		RBI、ROC、I-Tへの年次申告		
	ROC、I-Tへの年次申告		本社の年次財務諸表の提出		
閉鎖	ROCへの申請及び法定の諸手続		RBIへの申請		
			I-Tからの証明書（No Objection Letter）の取得		

（略称の説明）

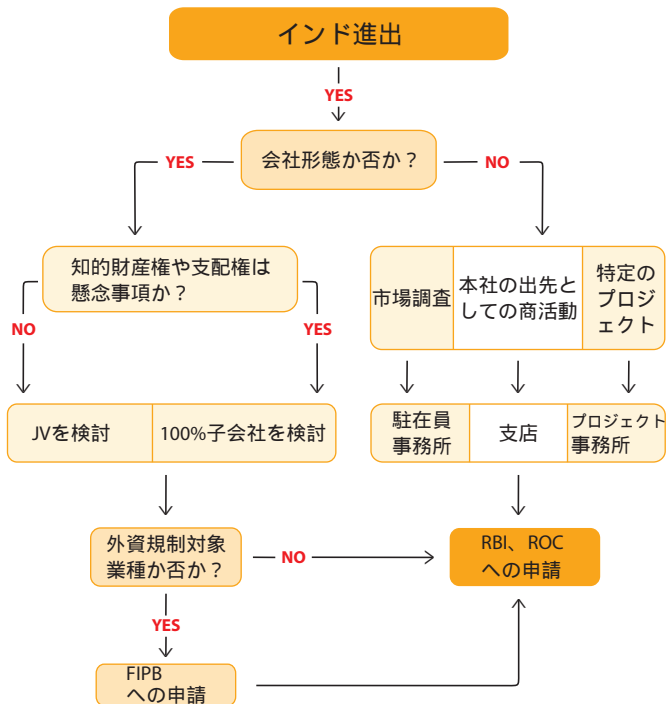
FIPB：外国投資促進委員会（Foreign Investment Promotion Board）

RBI：インド準備銀行（Reserve Bank of India）

I-T：所得税務当局（Income Tax Authorities）

ROC：会社登記局（Registrar of Companies）

進出の意思決定 >>



(略称の説明)

FIPB : 外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board)

FDI : 外国直接投資 (Foreign Direct Investment)

RBI : インド準備銀行 (Reserve Bank of India)

I-T : 所得税務当局 (Income Tax Authorities)

ROC : 会社登記局 (Registrar of Companies)

主な留意事項 >>

主な留意事項

項目	内容
外資による進出禁止業種	ギャンブル、賭博 宝くじ 原子力 小売業（単一ブランドの小売を除く） 農業
一定の規制がある業種（リスト方式）	防衛製品（26%） 保険（26%） 通信（49%） 出版 時事を取り扱った新聞や雑誌の発行（26%） 民間航空-国内航空部門(49%) 貿易（51%）
公開会社で、資本金が50,000,000ルピー（約1,000,000USD）以上の場合	Managing Directorの任命
資本金が50,000,000ルピー（約20,000USD）以上の場合	会社秘書役の雇用義務
環境保護法	州ごとの法令に従う
労働時間制限	最高48時間/週
従業員に対する州保険への加入が義務付けられる従業員数（製造業）	10人
従業員積立基金・賞与法の適用を受ける従業員数	20人
3,500ルピー以下の従業員に対して最低限支払うべき賞与 最低限支払うべき賞与	基本給の8.33%
リストラ/閉鎖	解雇手当の支払



*Building Business
Partnerships*

www.cci.in

Head Office : New Delhi

Tel : +91 11 4100 9999

Fax : +91 11 4100 9990

Ahmedabad

Tel : +91 79 2657 4985

Fax : +91 79 2657 4986

Bengaluru

Tel : +91 80 4151 0751

Fax : +91 80 4113 5109

Chennai

Tel : +91 44 2431 2201

Fax : +91 44 2433 4613

Gurgaon

Tel : +91 124 4949 350

Fax : +91 124 4949 351

Hyderabad

Tel : +91 40 2776 0423

Kochi

Tel : +91 48 4232 1015

Mumbai

Tel : +91 22 2410 4000

Fax : +91 22 2410 6263

Singapore

Tel : +65 6223 3708

Fax : +65 6223 4208

Tokyo

Tel : +81 3 6427 0780

Fax : +81 3 6427 0790

Contact : info@cci.in

**Prepared by Corporate Catalyst India Pvt. Ltd., a joint venture with SCS Global
(under guidance of ASA & Associates, chartered accountants,
A member firm of NIS Global)**

National Affiliates

Chandigarh, Kolkata, Pune,

International Affiliates

Australia, China, Dubai, France, Germany, Hong Kong, Indonesia, Ireland, Israel, Italy, Japan, Korea, Malaysia, Mauritius, Myanmar, Netherlands, Philippines, Portugal, Slovenia, Spain, Switzerland, Thailand, United Kingdom, Vietnam,

免責条項：当文書は一般的な情報提供を目的としております。特定の事項については、事前に専門家の適切なアドバイスを受ける必要があります。

